

太陽光発電パワーコンディショナー交換事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、太陽光発電パワーコンディショナー交換事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、家庭での自家消費型の屋根置き太陽光発電の卒FIT後の継続を図るため、県内事業者が卒FIT家庭等に対して行うパワーコンディショナー交換を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第2欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表第1欄の者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表の第3欄に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）の額に、補助事業に要する同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる。）以下とし、上限は同表の第5欄に掲げる額とする。また、事業実施期間は、同表の第4欄に定める期間とする。

3 本補助金とは別に県から補助金等を受けている場合は、重複する対象経費を補助対象としないものとする。

4 なお、本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たって業務委託（工事請負含む）を行う際には、県内事業者に発注しなければならない。ただし、あらかじめ県内事業者以外の者に発注することについて知事の承認を受けている場合を除く。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、脱炭素社会推進課長が別に定める期間中に行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第3号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び第2号によるものとする。

(進捗状況報告の時期等)

第7条 補助事業者は、各年度の9月30日現在における補助事業の進捗状況を、当該年度の10月15日までに、様式第4号により知事に報告しなければならない。ただし、当該年度の9月30日までに補助事業を完了、中止又は廃止したときは、この限りではない。

2 補助事業者は、規則第17条第3項の規定による進捗状況を、各年度の3月末日までに、様式第4号により知事に報告しなければならない。

(現地調査等)

第8条 脱炭素社会推進課長は、前条第1項の報告により、提出された書類を審査し、必要に応じて補助事業の進捗について、指定した職員により現地調査をさせることができるものとし、状況に応じて事業の進捗を促すものとする。

2 脱炭素社会推進課長は、前条第2項の報告があったときは、指定した職員により現地調査等を行うこととし、補助対象経費が適正に支出されていると認めたときは、支払実績額に基づき交付決定額の範囲内で補助金を支払うものとする。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の3月末日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

第10条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、脱炭素社会推進課長が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 規則第25条第2項の規定による承認を受けるにあたっては、処分の事前に様式第5号により申請するものとする。

4 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(収益納付)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から15日以内に知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するように指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、脱炭素社会推進課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月24日から施行し、令和5年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 対象事業者	2 対象となる 設備・機器等	3 対象経費	4 補助率	5 補助上限額	6 事業 実施期間
鳥取県内に本店・支店・事業所を有し、鳥取県内において事業を主体的に営む能力を有している者（国及び地方公共団体を除く）。	県内に住所のある家庭等に設置する太陽光発電用パワーコンディショナー（既に太陽光発電設備を設置している卒FIT家庭等の機器を交換する場合に限る）	パワーコンディショナーの更新用機器購入費、設置費、調整試験費、既設機器の撤去処分費 ・パワーコンディショナー、接続箱、表示器 ・電力量計、電力センサー ・遠隔管理用の通信機器 ・太陽光パネルからパワーコンディショナーまでの配線 ・パワーコンディショナーから表示器、電力量計等及び管理用の通信機器までの屋内配線	1 / 2	50 千円/戸	補助金交付決定年度の翌年度末まで